◇**デジタル庁組織令**（政令第一九二号）（内閣官房）

1　デジタル庁に、統括官四人を置き、命を受けて、デジタル庁の事務を分掌するものとした。（第一条関係）

2　デジタル庁に、審議官四人を置き、命を受けて、統括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助けるものとした。（第二条関係）

3　デジタル庁に、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとした。）を置き、命を受けて、デジタル庁の所掌事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行うものとしたとともに、参事官一七人（併任の者を除く。）を置き、命を受けて、統括官のつかさどる職務を助けるものとした。（第三条関係）

4　この政令は、令和三年九月一日から施行するものとした。

◇**デジタル社会推進会議令**（政令第一九三号）（内閣官房）

1　議長は、会務を総理するものとした。（第一条関係）

2　副議長は、議長を助け、議長に事故があるときは、その職務を代理するものとした。（第二条関係）

3　その他デジタル社会推進会議の庶務及び運営に関する所要の規定を置くものとした。（第三条及び第四条関係）

4　この政令は、令和三年九月一日から施行するものとした。

◇**デジタル庁設置法第四条第二項第十八号の情報システムを定める政令**（政令第一九四号）（内閣官房）

1　デジタル庁設置法第四条第二項第一八号の政令で定める情報システムは、次に掲げるものとした。

㈠　国の安全の確保等に関する事務又は業務の用に供する情報システムであって、当該事務又は業務の性質上、デジタル庁が当該情報システムの整備及び管理に関する事業を実施することにより当該事務又は業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して定めるもの

㈡　会計検査院の検査の用に供する情報システムであって、デジタル庁が当該情報システムの整備及び管理に関する事業を実施することにより当該検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣総理大臣が会計検査院長と協議して定めるもの

㈢　国の行政機関の行う情報システムの整備及び管理に関する事業に必要な費用の全部に特定の税その他の収入の額（これに相当する額を含む。）が充てられる場合における当該情報システム

2　この政令は、令和三年九月一日から施行するものとした。

◇**デジタル庁設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第一九五号）（内閣官房）

1　デジタル庁設置法の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、関係政令について所要の規定の整備を行うものとした。

2　所要の経過措置を設けるものとした。

3　この政令は、一部の規定を除き、令和三年九月一日から施行するものとした。

政　令

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年七月二日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百九十号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二の七第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の二の二第十一項に次の一号を加える。

五　日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定

附　則

（施行期日）

1　この政令は、日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地方税法施行令附則第十条の二の二第十一項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

デジタル社会形成基本法の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年七月二日

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　　義偉

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百九十一号

デジタル社会形成基本法の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令及び官民データ活用推進戦略会議令の廃止）

第一条　次に掲げる政令は、廃止する。

一　高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成十二年政令第五百五十五号）

二　官民データ活用推進戦略会議令（平成二十八年政令第三百七十六号）